

国道349号道路改良工事で発生する建設発生土（破碎岩等）の 民間受入希望者公募要領

第1 趣旨

福島県県中建設事務所では、国道349号道路改良工事において発生する建設発生土のうち、現場内利用や他の公共工事に活用できない建設発生土（以下「残土」という。）について、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、近隣の民間造成地等へ適正かつ安全に処分するために、受入を希望する者の公募を行うものである。

本要領は、残土の受入先（以下「受入者」という。）の決定に関し、必要な事項を定める。

第2 残土の受入希望者の申し出手続き

残土の受入れを希望する者（以下「受入希望者」という。）は、受入希望申込書（様式1）に以下の書類（以下「添付書類」という。）を添えて福島県県中建設事務所長に提出しなければならない。

- （1）受入地に関する図面（位置図、平面図、横断図等）
- （2）現場写真（受入地の全景、荷下ろし場所、進入路等の状況がわかるもの）
- （3）受入地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書

第3 残土の受入を申し込むことができる者の資格要件

残土の受入を申し込むことができる者は、次の要件を全て満たしている者でなければならない。

- （1）受入地は現在事業中の国道349号道路改良工事周辺である石川郡（古殿町、平田村、石川町）とする。
- （2）別表1の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しないこと。
- （3）受け入れた残土を転売などの営利目的に使用しないこと。
- （4）受入土量が1箇所当たり1,000m³程度を越え、受入場所（以下「受入地」という。）の面積が十分確保されていること。
- （5）受入地に至る道路について、大型ダンプトラック（10t車）が周辺環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できるような幅員が確保されていること。
- （6）残土の搬入までに、残土の受入に必要な関係法令の許可（農地法を除く）等の手続きを受入側において完了させることができること。
- （7）受入地は当面の間、地目の変更を行わないこと。
- （8）残土を発生した状態で受け入れるものとし、通常の残土処理の工程以外の

- 分別等の作業を求めないこと。また、受入土質を指定しないこと。
- (9) 受入地の造成が必要な場合の擁壁、受入地に要する費用は原則として受入側が負担すること。また、残土荷下ろし後の管理責任は受入側とすること。
(福島県県中建設事務所が行う行為は、原則として残土の運搬、荷下ろし、敷均し作業までとするが、これによりがたい場合は、第4(4)及び第5(1)による別途協議により合意したものに限るものとする。)
- (10) 搬入時期については、公共工事の搬出に併せた受入が可能であること。
- (11) 希望する受入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば受入可能であり、希望量全量を確保することを求めないこと。
- (12) 国、県、市町村の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。
- (13) 農地法に該当する受入地については、その都度、受入者と福島県県中建設事務所長が協議の上決定するものとする。

第4 残土

残土の発生場所は、次のとおりである。

- (1) 残土の発生場所及び発生予定量
発生場所：国道349号（石川郡平田村大字北方地内（檜坂地区））
発生予定量：総計約50,000 m³
(但し、事業の進捗状況及び地山状況等により、発生土量に変更する場合がある。)
- (2) 残土の発生期間（予定）
令和5年7月～令和8年3月末日まで
但し、残土が発生する公共工事現場によっては、事業の進捗状況等による。工期の変更に伴い、発生期間を変更する場合がある。
- (3) 残土の状態
破砕岩（岩質：硬岩 粒径：30cm程度）
- (4) 残土の運搬条件等
福島県県中建設事務所が実施する公共工事の請負者が、受入地までの残土運搬及び荷下ろし、敷均し作業を行うことを原則とし、これによりがたい場合は、受入条件等を受入希望申込書（様式1）に追記するものとする。また、残土は、砂礫の大きさや土質毎に分別した上での運搬や土質の指定はできない。
なお、残土の土壌検査（重金属類の溶出試験等）が必要な場合は、福島県県中建設事務所が実施する。

第5 受入者を選定するための手順

以下の手順により受入者を選定する。

(1) 受入候補者の登録

福島県県中建設事務所長は、受入条件の詳細についての確認及び協議を行い、申請のあった受入希望者のうち資格要件に該当する者を候補者(以下「受入候補者」という。)として登録する。

福島県県中建設事務所長は、受入候補者を登録しようとするときは、あらかじめ、受入地の市町村長の意見を聞く。

(2) 受入候補者の優先順位付けの基準

残土が発生する工事現場から、受入候補者の各受入場所までの運搬・処理費用、受入条件等の比較を行い、受入者を決定する。

この際、工事現場から受入箇所までの沿道環境等を考慮した上で、原則として、搬出側の費用が最小となる場所の候補者から順番に優先順位付けを行う。

(3) 受入者の決定

福島県県中建設事務所長は、受入候補者の上位の者から、順次、受入期間、受入量、関係法令の許可等の確認、第3の資格要件の再確認等を行い、全ての要件を満たす者を受入者と決定する。

第6 残土の受入希望申込書等の提出先及び提出期限

(1) 残土の受入希望申込書等の提出先

〒963-8540 福島県郡山市麓山一丁目1番1号

福島県県中建設事務所 事業部 道路課

電話 024-935-1327 メール: kentyu.u.douro@pref.fukushima.lg.jp

(2) 残土の受入希望申込書等の提出期限

令和7年12月26日(金)午後5時

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの間。

なお、残土がなくなり次第、締め切るものとする。

第7 残土の受入希望申込書等の提出方法

書面により、第6に定める提出先に、持参もしくは郵送、またはメールにて提出すること。

第8 問い合わせ、質問等

(1) 問い合わせ、質問等の受付期間は、公募を開始した日の翌日から、提出期

限の5日前までとし、電話又はメール等により第6(1)において受付する。
(2) メールによる場合は、発信後に電話により確認を行うこと。

問い合わせ、質問等は、原則3日(休日を含まない)以内に質問者に回答する。

第9 受入候補者の登録及び受入者の決定の通知

(1) 福島県県中建設事務所長は、第5の受入候補者の結果を様式3又は様式4により通知する。なお、受入候補者の登録通知を受けた者は、誓約書(様式2)に以下の書類(以下「添付書類」という。)を添えて福島県県中建設事務所長に提出しなければならない。

(2) 福島県県中建設事務所長は、第5の受入者の決定の結果を様式5により通知する。

①受入に伴い必要とする関係受入地の所有状況が分かる資料(地積図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等)

②関係法令の許可書等の写し、又は、許可等を得ることの誓約書(様式2 追加事項: 様式11)。

③その他、福島県県中建設事務所長が必要と認めるもの。

第10 受入候補者の登録の取り消し

(1) 受入候補者は、受入地の状況等により受入の必要がなくなったときは、受入候補者の登録取消願(以下「登録取消願」という。)を様式6により提出するものとする。

(2) 福島県県中建設事務所長は、登録取消願が提出されたときは、受入候補者の登録を取り消す。

第11 その他

(1) 今回の公募に関連して要した費用(申込書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等)は、受入希望者の負担とする。

(2) 提出された受入希望申込書は返却しない。

(3) 提出期限以降の受入希望申込書等の提出、訂正等は認めない。(ただし、あらかじめ福島県県中建設事務所長が承諾した訂正等についてはこの限りでない。)

(4) 受入者は、受入の途中において、受入面積、受入希望量にかかる著しい変更等が生じる恐れのあるときは、あらかじめ、福島県県中建設事務所長に受入内容等の変更を様式7により申請し、承諾を受けなければならない。

(5) 福島県県中建設事務所長は、受入者からの変更申請の内容を承諾したとき

には、様式 8 により通知する。

- (6) 受入者の決定後、受入の途中においても第 3 に定める要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入が確認された場合及び誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、受入者の決定、及び受入候補者の登録を取り消し、それ以後の搬出は行わない。ただし、あらかじめ福島県県中建設事務所長に受入内容の変更を申請し、承諾されたものについてはこの限りでない。
- (7) 福島県県中建設事務所長は、四半期毎に実績報告書を様式 9 により受入者へ提出するものとする。
- (8) 福島県県中建設事務所長は、搬出工事毎に残土の搬出が完了した時点で、様式 10 により受入者に搬出の完了を通知するものとする。
- (9) 福島県県中建設事務所長は、残土の発生期間を変更する場合は様式 12 により受入者へ通知するものとする。
- (10) この要領に定めのない事項については、その都度、受入者と福島県県中建設事務所長が協議の上決定するものとする。

別表 1 (第 3 の (2) 関係) 暴力団等排除措置に関する項目

- 1 役員等(受入者が個人である場合にはその者を、受入者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- 2 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 受入地の整備に係る契約又は資材、原材料の購入契約、その他の契約に当たり、その相手方が 1 から 5 までのいずれかに該当すると知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき。